2	(1)　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　(124.00) (2)　宮城県宮城郡利府町森郷字内ノ目北17－４　(221.00)	北緯38度16分04秒東経140度52分24秒の地点と北緯38度21分35秒東経140度59分19秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　宮城県仙台市青葉区本町３－３－１　(124.00) (2)　宮城県仙台市青葉区国見６－12－１　(262.30)	北緯38度16分03秒東経140度52分20秒の地点と北緯38度16分48秒東経140度49分51秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1)　大阪府四條畷市大字清瀧1347－２外　(351.50) (2)　大阪府守口市京阪本通２－５－５　(52.00)	北緯34度43分51秒東経135度39分37秒の地点と北緯34度44分09秒東経135度33分43秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

4　電気供給業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1)　山梨県甲府市丸の内１－10－７　(320.40) (2)　山梨県甲府市住吉５－15－１　(314.50)	北緯35度39分47秒東経138度34分14秒の地点と北緯35度38分15秒東経138度34分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1)　兵庫県姫路市飾磨区妻鹿常磐町　(54.20) (2)　兵庫県姫路市四郷町東阿保字奥谷1455　(164.00)	北緯34度46分18秒東経134度41分24秒の地点と北緯34度47分27秒東経134度42分01秒の地点を結ぶ直線、北緯34度47分30秒東経134度42分03秒の地点と北緯34度47分33秒東経134度42分04秒の地点を結ぶ直線、北緯34度47分35秒東経134度42分05秒の地点と北緯34度47分40秒東経134度42分08秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度47分46秒東経134度42分12秒の地点と北緯34度48分18秒東経134度42分29秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1)　兵庫県高砂市梅井６－５－２　(60.00) (2)　兵庫県姫路市四郷町東阿保字奥谷1455　(164.00)	北緯34度45分23秒東経134度45分55秒の地点と北緯34度47分04秒東経134度43分58秒の地点を結ぶ直線、北緯34度47分06秒東経134度43分56秒の地点と北緯34度47分10秒東経134度43分51秒の地点を結ぶ直線及び北緯34度47分12秒東経134度43分49秒の地点と北緯34度48分13秒東経134度42分38秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域

○総務省告示第百九十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第四項並びに電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第二項及び第三項の規定に基づき、昭和四十年郵政省告示第二百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）等の一部を次のように改正する。

平成二十九年六月六日　総務大臣　山本　早苗

一　昭和四十年郵政省告示第二百五十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

二　昭和四十七年郵政省告示第五十八号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表二の項を次のように改める。

二	削除

第二項の表五の項を次のように改める。

五	削除

第二項の表六の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

第二項の表七の項から一〇の項までを削る。

三　昭和四十七年郵政省告示第六百五十八号（電波法の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

表一の項及び二の項を次のように改める。

一	削除
二	削除

表三の項中「同右」を「放送業務用」に改める。

四　昭和五十五年郵政省告示第五百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する等の件）の一部を次のように改正する。

第二項の表一の項を次のように改める。

一	削除

五　平成五年郵政省告示第百三十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七六の項を次のように改める。

七六	削除

六　平成五年郵政省告示第六百四十四号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二項の表七七の項中「同右」を「電気供給業務用」に改める。

第二項の表三六の項を次のように改める。

三六	削除

七　平成十三年総務省告示第二百七十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表五七の項を次のように改める。

五七	削除

八　平成十四年総務省告示第四百十五号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三〇の項を次のように改める。

三〇	削除